

令和3年3月30日

神奈川県行政書士会会長 殿

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課長  
(公印省略)

(特別管理) 産業廃棄物処理業許可申請時に講習会の修了証を提出できない事業者に対する許可事務の運用について (周知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、県では、新型コロナウイルス感染症拡大等の理由により許可申請時に講習会の修了証を提出できない事業者に対しては、「講習会の修了証を提出できない場合は申請を取り下げる旨」等を誓約した書面（以下「誓約書」といいます。）の提出により、申請を受理してきたところです。

しかし、これまで暫定講習会等が順次開催されているにもかかわらず、誓約書を提出した後、県から再三の催促をしても講習会を受講しない事業者が散見されるようになりました。

このことを踏まえ、県では、令和3年4月1日から当面の間の当該許可事務について、以下のとおり運用することとしました。

また、これに伴い、誓約書の参考様式も変更しました。

つきましては、このことについて貴会員に周知していただくとともに、貴会におかれましても、事業者が速やかに講習会を受講できるよう、引き続き可能な限りの支援をさせていただきますようお願い申し上げます。

**【運用】**

許可申請時に講習会の修了証を提出できない者のうち、既に講習会の受講の申込みが済んでいる者に対しては、申込みをしたことが確認できる書類（以下「申込み確認書類」といいます。）を提出させる。

申込み確認書類が提出できない者に対しては、引き続き誓約書を提出させる。

なお、いずれにおいても、講習会の修了証の提出があるまで当該許可処分は行わない。

問合せ先  
許認可グループ 柳谷  
内線4162